

## 工事写真の黒板情報電子化（電子黒板）の運用における取扱い

### 1. 目的

工事写真の黒板情報電子化（電子黒板）の運用は、受発注者双方の業務効率化を目的に、撮影対象の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

### 2. 対象工種及び必要な機器の導入

- ・対象工種について、建築及び電気・機械設備工事は「福岡市建築・設備工事写真撮影要領（以下「撮影要領」という。）」に、土木工事は「福岡市土木工事施工管理の手引きの写真管理基準（以下「写真管理基準」という。）」に準ずるものとする。
- ・受注者は、工事写真の黒板情報電子化（電子黒板）を実施する場合、施工計画書にその旨記載をすることとする。（本工事における使用機器についても記載。）
- ・対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等について、建築及び電気・機械設備工事は「撮影要領第3条（工事写真の撮影）」に示す項目、土木工事は「写真管理基準（8.4.2 撮影方法）」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。
- ・使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照できる。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとする。
- ・機器・ソフトウェア等の導入に係る費用について、建築及び電気・機械設備工事は『現場管理費率の「事務用品費（工事写真代等の費用）」「通信費」』に、土木工事は『技術管理費（共通仮設費率分）の写真管理に要する費用』に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

### 3. 工事写真における黒板情報の電子的記入

- ・受注者は、上記2の使用機器を用いて工事写真における黒板情報の電子的記入をする場合は、同時に黒板情報の電子画像を記録するものとする。（黒板情報の電子画像を後で貼り付けてはならない）
- ・黒板情報の電子的記入は、「撮影要領第5条（工事写真の編集）」及び「写真管理基準（8.4.4 写真の編集等）」には該当しない。

- ・ 黒板情報の電子画像の記載事項に不足があり補足説明が必要な場合又は内容に誤記が生じた場合は、写真台紙等の記事欄に補足説明又は誤記訂正等の記入を行うこととする。

#### 4. 黒板情報電子化を行った写真の整理・提出

- ・ 黒板情報電子化を行った写真の整理・提出について、建築及び電気・機械設備工事は「撮影要領第6条（工事写真の整理方法）、第8条（デジタルカメラ印刷写真の整理）、第10条（工事写真の提出）」に、土木工事は「写真管理基準（8.5 整理提出）」に準じて行うこととする。
- ・ 提出時に、受注者は事前に一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する（URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、撮影後に不適切な修正が加えられていないかの確認を行い、そのチェック結果（CSV ファイル等）を紙に出力した資料を監督員に提出するものとする。
- ・ 監督員は、提出された信憑性確認の結果に疑義がある場合は必要に応じて受注者に確認をするものとする。

#### 5. 適用

本取扱いは、平成30年4月1日以降に契約する案件から運用する。

（※既契約工事についても受発注者間で協議のうえ、適用可能とする。）